

## 矢板市建設工事請負業者選定要綱

( 平成 6 年 4 月 1 日 )  
( 告 示 第 22 号 )

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の入札に参加しようとする建設業者（同条第3項に規定する建設業者及びこれらの者で構成する共同企業体をいう。以下同じ。）の資格を審査し、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約をする場合の建設業者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (資格審査)

第2条 定期申請による資格審査（以下「定期審査」という。）は、2会計年度ごとに行うものとする。ただし、新規に資格審査を受けようとする建設業者及び市長が特に認める建設業者にあっては、随時申請による資格審査（以下「随時審査」という。）を行うことができる。

2 定期審査及び随時審査を受けようとする建設業者は、栃木県と市で実施する共同受付制度（以下「共同受付制度」という。）により、入札参加資格審査申請の受付期間内に電子申請を行い、別紙により共通書類及び市の定期審査に必要な書類を栃木県に提出しなければならない。

3 市は、栃木県から共同受付制度により提出された共通書類に関する情報の提供を受け、その情報及び市の資格審査に必要な書類をもとに審査を行うものとする。

### (入札参加資格の制限)

第3条 市長は、前条第2項の規定により入札参加資格審査申請に必要な書類を提

した建設業者のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当する事実があったと認められる者で、その事実があった後2年を経過していないものについては入札に参加する資格を与えないものとする。

（有資格建設業者の級別格付け）

第4条 市長は、前条に規定する建設業者を除き矢板市建設工事入札参加者資格の審査の結果に基づき、SA級、A級、B級、C級及びその他のいずれかに格付けを行うものとする。なお、この格付けについては、栃木県の格付けを準用しても差し支えないものとする。

（格付けの有効期間）

第5条 定期審査による格付けの有効期間は、格付けを決定した日の翌日から翌々年において改定される日までとする。ただし、随時審査による格付けの有効期間は、格付けを決定した日の翌日から定期審査で格付けを受けたものの有効期間の満了の日までとする。

（期間後に提出された建設工事入札参加資格審査申請書の取扱い）

第6条 市長の定めた期間後に提出された建設工事入札参加資格審査申請書は、共同企業体を除き、これを受理しないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたものについては、期間後であっても受理することができる。

（格付けの変更等）

第7条 市長は、特に格付けの調整の必要を認めた場合については、格付けの変更をすることができる。

2 市長は、請負契約を履行しない建設業者、経営状況が特に悪い建設業者又は建設工事入札参加資格審査申請書等に虚偽の事項を記載した建設業者に対しては、

失格又は降級することができる。

(指名の基準)

第8条 建設業者に対する各等級別の指名の請負対象額の基準は、別表－1のとおりとする。ただし、各等級別指名回数、工事の難易状況、地理的条件その他により請負対象基準額の2割程度の範囲で、直近上位等級又は直近下位等級に格付けされた業者を選定することができる。

2 本工事中異質な工事を含む場合は、これを分離して発注するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、一括して発注することができる。

- (1) 工事執行上において監理不可能な場合
- (2) 施工上分離発注が困難と認められる場合
- (3) 分離発注に付することが不利と認められる場合
- (4) 分離発注する部分の工事が極小の場合

3 一般競争入札の請負対象額の基準は、別表－1及のとおりとする。ただし、工事の特殊性等諸条件を考慮する必要がある場合は、別表－3のとおりとする。

4 前項の規定により、適正な競争を確保することができないと認められる場合は、矢板市建設工事等選考委員会において業者を選定できるものとする。

(指名業者の選定基準)

第9条 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の場合における建設業者の選定は、格付けされた建設業者の中から前条の表の区分に従い行うものとする。ただし、工事の執行上必要があるときは、直近上位等級又は直近下位等級に格付けされた者の中から選定することができるものとする。

2 水道施設工事、管及び電気工事並びにその他の建設工事について前項の規定に基づく選定が困難なときは上位等級に格付けされた建設業者の中から選定するこ

とができるものとする。

3 舗装工事については、舗装工事業者として格付けされた建設業者の中から選定するものとする。

4 次の各号に掲げる工事については、第1項及び第2項の規定によらないことができるるものとする。

- (1) 特殊な機械又は技術を必要とする工事
  - (2) 災害時における応急復旧工事
  - (3) その他市長が特殊な事情があると認める工事
- (指名業者の選定の留意事項)

第10条 指名業者の選定に関する主な留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該工事に対する地理的条件
- (2) 施工能力の現状把握
- (3) 不誠実な行為の有無

#### 附 則

1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

2 矢板市建設工事請負業者選定要綱（昭和52年4月1日）は、廃止する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成20年4月22日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成24年10月15日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成27年3月18日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和3年3月15日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表－1

建設業者の級別	請負対象額			
	S A	A	B	C
土木一式工事	2,000万円以上	1,000万円以上	3,000万円未満	2,000万円未満
建築一式工事	3,000万円以上	2,000万円以上	3,000万円未満	2,000万円未満
舗装工事		1,000万円以上	5,000万円未満	3,000万円未満
水道施設工事		1,000万円以上	5,000万円未満	3,000万円未満
とび・土工・コンクリート工事		全ての金額	500万円未満	
電気工事		全ての金額	2,000万円未満	2,000万円未満
管工事		全ての金額	5,000万円未満	3,000万円未満
解体工事		500万円以上	5,000万円未満	2,000万円未満

別表－3

建設業者の級別	設 計 額		
	市内：S A・A 郡内・県北：S A	市内：S A・A 県内（本店:県内）：S A	市内：S A・A 県内（本・支店:県内）：S A
土木一式工事	30,000万円未満 10,000万円以上	70,000万円未満 30,000万円以上	70,000万円以上
建築一式工事	30,000万円未満 10,000万円以上	100,000万円未満 30,000万円以上	100,000万円以上

建設業者の級別	設 計 額		
	市内：A 郡内・県北：A	市内：A 県内（本店:県内）：A	市内：A 県内（本・支店:県内）：A
舗装工事	10,000万円未満 5,000万円以上	30,000万円未満 10,000万円以上	30,000万円以上
水道施設工事	10,000万円未満 5,000万円以上	30,000万円未満 10,000万円以上	30,000万円以上
とび・土工・コンクリート工事	10,000万円未満 5,000万円以上	30,000万円未満 10,000万円以上	30,000万円以上
電気工事	10,000万円未満 2,000万円以上	30,000万円未満 10,000万円以上	30,000万円以上
管工事	10,000万円未満 5,000万円以上	30,000万円未満 10,000万円以上	30,000万円以上
解体工事	10,000万円未満 5,000万円以上	30,000万円未満 10,000万円以上	30,000万円以上